

施術者	健康保険が使えるもの	健康保険が使えないもの
柔道整復師	<ul style="list-style-type: none"> ・ねん挫 ・打撲 ・挫傷（肉離れ） ・骨折や脱臼（応急手当をする場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折や脱臼（医師の施術同意のない場合） ・単なる肩こりや筋肉疲労 ・保険医療機関で同じ負傷等で治療中のもの など
はり・きゅう	<ul style="list-style-type: none"> ・神経痛 ・リウマチ ・頸腕症候群 ・五十肩 ・腰痛や頸椎ねん挫後遺症等の慢性的な疼痛 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の同意書がないもの ・保険医療機関で同じ負傷等で治療中のもの
マッサージ	<ul style="list-style-type: none"> ・筋麻痺 ・関節拘縮 (医療上マッサージを必要とするもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の同意書がないもの ・疲労回復や慰安を目的としたもの